

令和8年度 滋賀県介護職員職場環境改善支援事業費補助金 申請等の手引き

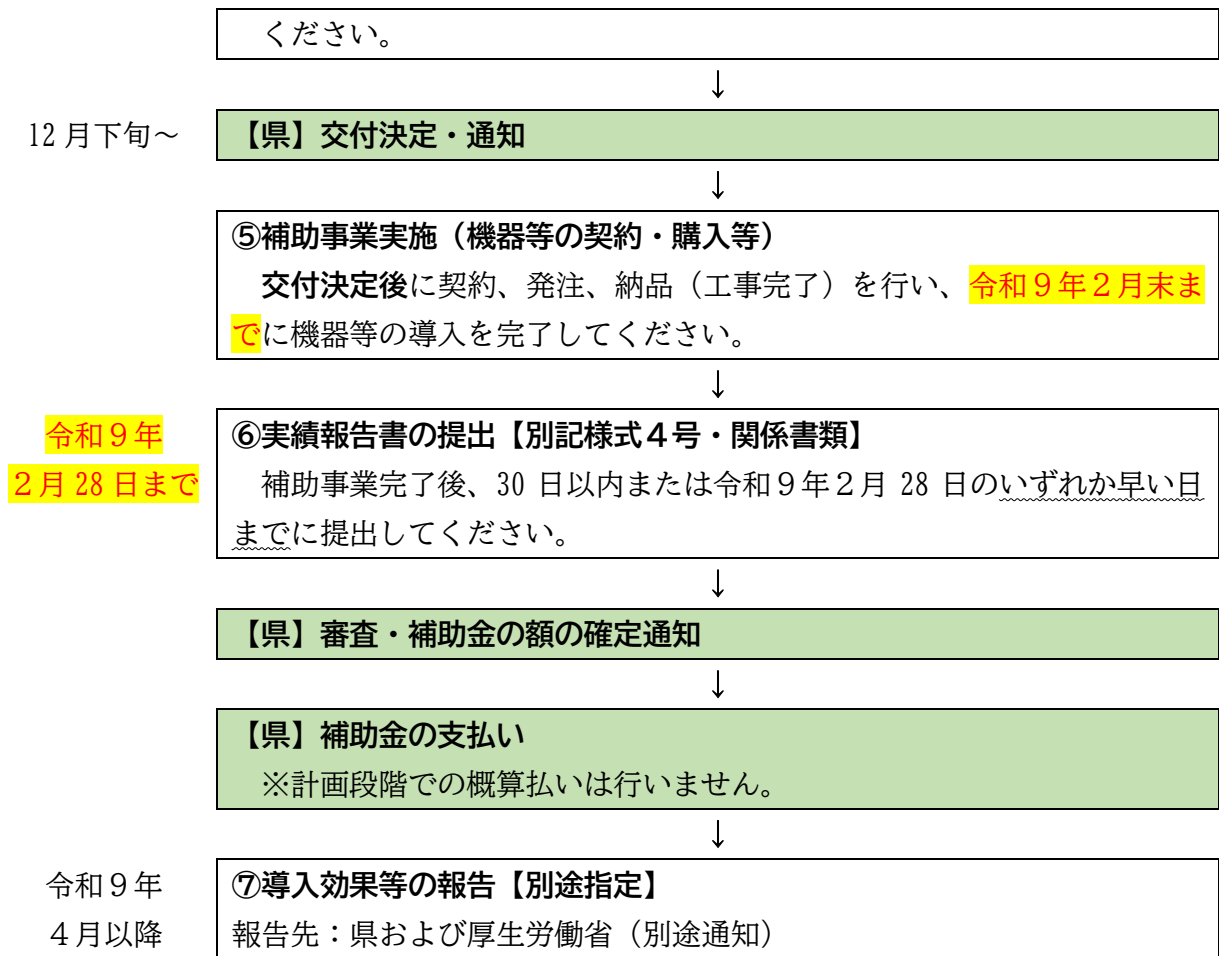
令和7年度から要綱の内容に変更が生じていますので、必ず確認してください。なお、手続きの流れを把握していなかったことによる書類提出の遅延等は、考慮できませんので、御留意ください。

【主な留意点】

- ①介護テクノロジー機器等と一体的に使用するための情報端末(PC、タブレット端末)の補助額 10 万円が廃止になりました。(※基準額の中で補助対象となります。)
- ②介護ソフト等の導入に伴い、一体的に使用するための情報端末(PC、タブレット端末)の購入または Wi-Fi 環境整備を実施する場合、基準額に 15 万円上乗せすることとなりました。

I 手続きの流れ

<p><時期の目安> 7月中旬～</p>	<p>①交付条件等の確認 滋賀県介護職員職場環境改善支援事業費補助金交付要綱、Q&A、申請様式を必ず確認してください。</p>
	<p>②専門相談会の参加【要事前申込】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 「専門相談会」に参加することが事前協議書提出にあたり必須となります。○ 参加にあたっては、経営層（法人理事、施設長、管理者等）1名および現場職員（リーダー、一般職員等）1名以上により構成される計2名以上での参加を原則とします。（専門相談会内で実施するワークの効果を最大化するため、計3名以上の職員での参加を推奨。）○ 参加申込は令和8年9月7日（月）までの受付となり、申込を完了されない場合、事前協議書を提出することができませんので、御注意ください。なお、詳細は「Ⅲ 専門相談会の概要」を必ず確認してください。
	<p>③事前協議書の提出【協議様式・関係書類】 提出期限：令和8年9月30日（水）消印有効</p>
<p>12月上旬～</p>	<p>↓</p> <p>【県】審査・採否の決定（交付の内示通知）</p> <ul style="list-style-type: none">○ 要件を満たす協議書が予算額を超えた場合は、県が定める優先基準に基づき選考します。○ より多くの事業所へ補助金を交付するため、協議書に記載いただいた額から減額して、採択する場合があります。あらかじめ御了承ください。
	<p>↓</p> <p>④補助金交付申請書の提出【別記様式1号・関係書類】 ※事前協議書を提出していない場合は、申請受付できませんので注意して</p>



※ 交付決定・通知が令和8年12月頃になる見込みであることから、導入（契約や機器の購入等）にかけられる期間は、令和9年1～2月の約2か月となるスケジュールです。

交付決定後、補助金交付申請書の内容に基づき、県および滋賀県介護現場革新サポートデスクの判断により、効果的な運用に向けた個別支援の提供を行う場合があります。

II 補助金の概要

1 目的

介護テクノロジーの普及促進を図ることにより、介護従事者の負担軽減による雇用環境の改善、離職防止および定着を促進するとともに、介護サービスの質の向上に資することを目的とします。

2 補助対象事業所

補助対象事業者は、以下のとおりとします。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号。）に基づく指定または許可を滋賀県内で受け、介護サービスを提供する事業者
- (2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号。）に基づく指定または許可を滋賀県内で受け、介護サービスを提供する養護老人ホームおよび軽費老人ホーム

3 補助対象機器等および補助額

P5「補助対象機器等および補助額」のとおりに従います。

4 補助条件

- 業務改善計画書を作成するものとし、県および厚生労働省老健局高齢者支援課介護業務効率化・生産性向上推進室に提出していただきます。
- 業務改善計画の作成や取組の実施にあたって、原則、「滋賀県介護現場革新サポートデスク（委託先：社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会）」に相談することが必要です。なお、相談にあたっては滋賀県介護現場革新サポートデスクが開催する「専門相談会」に参加する必要があります。
- 県および厚生労働省老健局高齢者支援課介護業務効率化・生産性向上推進室に補助を受けた内容に基づき、導入後の効果を報告していただきます。

5 採択に係る優先基準

次の優先基準および金額等を勘案して選考の上、補助事業を採択します。

- ① 過去に滋賀県介護職員職場環境改善支援事業費補助金または地域介護・福祉空間整備交付金（介護ロボット等導入支援事業特例交付金）の交付を受けていない事業所であるもの
- ② 他法人の事業所と共同して導入する介護テクノロジーを発注するもの

6 事前協議書提出書類

- ① 協議様式
- ② 所要額調書（別紙1）
- ③ 事業計画書（別紙2）
- ④ 補助事業に係る収支予算書（抄本）（別紙3）
- ⑤ 見積書（写し）

※他法人の事業所と共同発注する場合は、共同発注することがわかる資料

- ⑥ カタログ、通信環境整備の場合にあっては工事関係資料・図面等
- ⑦ SECURITY ACTION 自己宣言（写し）
- ⑧ 専門相談会または個別対応時に配布される相談対応シート（写し）
- ⑨ 業務改善計画様式
- ⑩ 委員会の設置状況が確認できる書類
- ⑪ 申請する事業所においてケアプランデータ連携システムを導入していることが確認できる書類
- ⑫ ケアプランデータ連携システムの連携事業所が確認できる書類
- ⑬ 申請月の従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表

※⑩～⑬は該当する場合のみ

なお、該当するか否かについては、次頁に掲載の「提出書類一覧」を参照のこと。

7 その他

- 他の補助金等を受けて行う介護テクノロジーの導入、介護テクノロジーのパッケージ型による導入および導入支援と一体的に行う業務改善支援については、補助対象とはなりません。
- その他、交付条件等の詳細については、滋賀県介護職員職場環境改善支援事業費補助金交付要綱およびQ&Aを参照してください。

補助対象機器等および補助額

補助額 ア 補助対象経費の4/5
イ 各基準金 } アとイを比較して少ないほうの額

(1) 介護テクノロジー等の導入支援 (参考：交付要綱第3条(1)、第4条(1)各留意事項)

- ① 福祉用具情報システム(TAIS)において「介護テクノロジー」として選定された機器等およびこれと機能が同水準と県が判断した機器等【基準額(1台当たり)：30万円(※移乗支援、入浴支援、インカムに該当する機器は100万円)】

介護テクノロジーの分野

移乗支援(装着、非装着)、移動支援(屋外、屋内、装着)、排泄支援(排泄予測・検知、排泄物処理、動作支援)、入浴支援、見守り・コミュニケーション(見守り(施設)・見守り(在宅)、コミュニケーション)、介護業務支援、機能訓練支援、食事・栄養管理支援、認知症生活支援・認知症ケア支援

※導入に付帯して必要となるWi-Fi環境整備や情報端末等にかかる経費も主たる機器の基準額内で補助対象

② 介護ソフト・バックオフィスソフト【基準額：表のとおり】

- ・職員数に応じて金額が変動する契約で介護ソフトまたはバックオフィスソフトを単体で導入する場合は、表の「2 基準額」のとおりとする。
- ・それ以外の方式の契約の場合は、職員数「31名以上」の額を基準額とする。
- ・上記に加え、Wi-Fi環境整備や情報端末等を導入する場合は表「3 基準額」のとおりとする。

表

1 職員数	2 基準額	3 基準額
1名以上 10名以下	100万円	115万円
11名以上 20名以下	150万円	165万円
21名以上 30名以下	200万円	215万円
31名以上	250万円	265万円

対象となる介護ソフト (以下の要件を満たすもの。)

要件① <全事業所>

記録業務、情報共有業務、請求業務が一気通貫で行うことが可能であること。(既に導入している介護ソフトと組み合わせで一気通貫が実現できていれば補助対象とする。)

要件② <居宅介護支援事業所および居宅サービス事業所(介護予防含む。) >

「ケアプランデータ連携標準仕様」に準じたCSVファイルの出力・取込機能を有しており、ケアプランデータ連携システムに係るサポート体制が確認できる介護ソフトであること。

要件③ <施設サービス事業所および地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所>

「CSV連携仕様書(LIFE)」に準じたCSVファイル出力機能を有していることが確認できる介護ソフトであること。

③ 上記以外のその他の機器【基準額(1台当たり)：30万円】

介護従事者の身体的負担の軽減や間接業務時間の削減等の業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための職場環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながると判断した機器等

(2) 介護テクノロジー等のパッケージ型導入支援【合計の基準額：1,000万円】

※パッケージ型導入の一部で介護ソフト等を導入する場合、Wi-Fi環境整備や情報端末等を導入する場合は上限額に15万円上乗せ。「介護業務支援」に分類されているテクノロジーまたは同水準の機器等と、そのテクノロジー等と連動することで効果が高まると判断できる機器等を合わせて導入する場合

<パッケージ型導入の例>

- ・「介護業務支援」に該当する機器+「見守り・コミュニケーション」に該当する機器
- ・「介護業務支援」に該当する複数の機器
- ・介護ソフト+インカム等

(3) 導入支援と一体的に行う業務改善支援【基準額：48万円】

本事業の介護テクノロジー導入に際して、生産性向上に係る知識・経験を有する第三者から業務改善等の支援を受ける費用

<参考> 提出書類一覧

	委員会設置	申請する事業所において ケアプランデータ連携シ ステムを導入しているこ とを確認できる資料	ケアプランデータ 連携システムでデータ連携 していることが確認でき る資料	勤務表
介護老人福祉施設	○			職員が個々に利用する機器（インカム・情報端末等）や 職員数に応じて金額が変動する介護ソフト等 を導入する場合 ○
介護老人保健施設	○			
介護医療院	○			
地域密着型介護老人福祉施設	○			
特定福祉用具販売				
短期入所生活介護	○	○	○	
短期入所療養介護	○	○	○	
特定施設入居者生活介護	○	○	○	
小規模多機能型居宅介護	○	○	○	
認知症対応型共同生活介護	○	○	○	
地域密着型特定施設入居者生活介護	○	○	○	
看護小規模多機能型居宅介護	○	○	○	
訪問介護		○	○	
訪問入浴介護		○	○	
訪問看護		○	○	
訪問リハビリテーション		○	○	
居宅療養管理指導		○	○	
通所介護		○	○	
通所リハビリテーション		○	○	
福祉用具貸与		○	○	
居宅介護支援		○	○	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護		○	○	
夜間対応型訪問介護		○	○	
地域密着型通所介護		○	○	
認知症対応型通所介護		○	○	

※予防給付・総合事業を行うサービスも準ずる。

Ⅲ 専門相談会の概要

1 目的

- 機器等の導入にかかる経営判断をされる経営層（法人理事、施設長、管理者等）と、実際に機器等を使用される現場職員（リーダー、一般職員等）が出席ください。
- 双方の立場から、介護現場における課題や機器等の導入目的・目標等を明確にさせていただくとともに、介護現場革新（介護現場における業務改善や生産性向上等）にかかる理解を深めていただくことを目的に開催します。

※ 法人本部や事務局等が中心となり、一括して機器等の導入を進められる場合であっても、開催趣旨や目的を鑑み、機器等を導入される事業所から経営層および現場職員が参加されるよう御調整ください。

また、事業所内における様々な要素（職員構成、利用者構成、職場環境等）を踏まえながら、機器等の導入を含む介護現場革新を進めることが重要であることから、原則として事業所ごとの参加を求めることとします。

2 主催

滋賀県介護現場革新サポートデスク（委託先：社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会）

（TEL：077-567-3907 / E-mail: kaigosupport@shigashakyo.or.jp）

※ 相談対応は、滋賀県介護現場革新サポートデスク職員および「しが介護現場革新アドバイザー」（滋賀県内介護業界団体および職能団体等から推薦を受け、定められた研修を修了する等の一定の要件を満たす者）が行います。

3 開催日程

専門相談会の参加にあたっては事前（開催日の7日前）の申込が必要となります。各回定員に達し次第、申込を締め切りますので、余裕を持って申し込んでください。

日時	場所
令和8年9月1日（火） 10時～12時30分	米原市役所
令和8年9月1日（火） 14時～16時30分	米原市役所
令和8年9月3日（木） 10時～12時30分	滋賀県庁
令和8年9月3日（木） 14時～16時30分	滋賀県庁
令和8年9月9日（水） 10時～12時30分	滋賀県庁
令和8年9月9日（水） 14時～16時30分	滋賀県庁
令和8年9月14日（月） 10時～12時30分	米原市役所
令和8年9月14日（月） 14時～16時30分	米原市役所

4 申込方法

申込期限は開催日の7日前です。（**最終回の申込期限は令和8年9月7日（月）まで**となります。）専門相談会への参加申込は、以下の参加申込フォームから受け付けます。

原則として、期日までに「専門相談会」の申込が完了していない事業所の事前協議書は受付ができません。

	滋賀県庁開催	米原市役所開催
URL	https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSdmkN5XqDM-gwjQRFFolUeSdfXm9463PywwJAnAfdLeBSpALQ/viewform	https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSc7HwAvYiNmfQ9Y0-U3bFTivsR8byz9X-UTl7wsasTn-l8w/viewform
2次元コード		

5 参加条件

- (1) 事前協議書を提出しようとする事業所単位（サービス種別単位）で参加してください。ただし、介護老人福祉施設（特養）および併設の短期入所生活介護等において、一体的に Wi-Fi 環境整備を行い、その費用を按分して負担するため、それぞれの事業所から事前協議書を提出しようとする場合は、どちらか一方の事業所が参加することで兼ねることが可能です。
- (2) 参加にあたっては、経営層（法人理事、施設長、管理者等）1名および現場職員（リーダー、一般職員等）1名以上により構成される計2名以上での参加を原則とします。なお、専門相談会内で実施するワークの効果을最大化するため、計3名以上の職員での参加を推奨します。
 - 事業所の職員数が2名以下の事業所については、経営層または現場職員いずれか1名の参加でも可とします。（申込の際に職員数が分かる勤務シフト表等を併せて提出してください。）
 - 複数の事業所を兼務している職員を含む場合は、参加申込の際に兼務が確認できる書類（辞令、勤務シフト表等）を併せて提出することで、それぞれの事業所の参加人数に数えることができます。
 - 例) A事業所 施設長：山田さん
現場職員：佐藤さん
 - B事業所 施設長：山田さん
現場職員：鈴木さん
- 複数の事業所を兼務している職員が、同一回の内に、参加を兼ねられる事業所数は

2事業所までとし、3事業所以上の参加をされる際は、複数回に参加してください。

例) 第1回専門相談会

A事業所 施設長(経営層)として 兼 B事業所 施設長(経営層)として

第2回専門相談会

C事業所 施設長(経営層)として

- (3) **事前課題として、参加当日までに「気付きシート」の記入を行っていただきます。**「気付きシート」の配布および記入方法等の詳細については、滋賀県介護現場革新サポートデスクホームページ(<https://www.shigashakyo.jp/kaigosupport/news/news-287/>)から確認してください。

6 その他

令和8年度介護現場革新に向けた先駆的モデル事業所創出事業における支援事業所および令和8年度しが介護現場革新アドバイザー在籍法人は、事業所内で業務改善計画を作成するための会議等を実施することにより、専門相談会への参加に代えることができます。

ただし、会議の実施が確認できる議事録の提出が必要になります。該当事業所へは、詳細を別途案内します。

IV 申請方法等

1 申請様式等掲載場所

滋賀県ホームページ(県民の方>健康・医療・福祉>高齢者福祉・介護>助成・支援・補助)
・「滋賀県介護職員職場環境改善支援事業費補助金の募集」

2 事前協議書提出期限

令和8年9月30日(水) ※消印有効

(令和8年9月7日(月)までに参加申込フォームから「専門相談会」への参加を申込み、「専門相談会」へ参加した事業所のみが事前協議書を提出できます。)

3 郵送先

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1

滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課 介護・福祉人材確保係

4 問い合わせ先 ※内容によっては回答に時間を要することがあります

滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課 介護・福祉人材確保係

TEL: 077-528-3597

FAX: 077-528-4851

E-mail: kaigojinzai@pref.shiga.lg.jp